

令和6年度 給与支払報告書の提出について（お願い）

平素から、本市の税務行政につきましては格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法の規定により、1月1日現在において所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）は、前年中に給与の支払いをしたすべての者（給与所得者）について給与支払報告書を作成し、給与所得者の1月1日における住所地の市区町村長に提出しなければならないとされております。給与支払報告書は市民税・県民税の税額計算の基礎となる大切な書類ですので、下記の事項等にご留意いただき、必ず期限内にご提出くださいますようお願い申し上げます。

1 給与支払報告書提出上の注意点

(1) 提出期限 **令和6年1月31日(水)【必着】**

(2) 提出の対象となる人

次の①かつ②の人

① 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に給与等の支払を受けたすべての人（アルバイト、パート、乙欄該当者、中途退職者等も含む）

② 令和6年1月1日に本市に住所または居所（実際に居住している住所）を有する人

（注1）令和5年中の退職者については、退職時の住所または居所の市区町村へ提出してください。

（注2）令和6年1月1日現在、本市以外の市区町村に居住している人については、直接、住所地の市区町村へ提出してください。

(3) 提出する書類

サイズはA5規格にそろえ、次の①～③を各1部提出してください。

① 給与支払報告書総括表

② 普通徴収申請書

③ 給与支払報告書（個人別明細書）

・記入例等は2ページ参照。

・様式は同封しておりません。本市ホームページからダウンロードするか市民税課及び各支所の税務課(係)にてお受け取りください。

記入例等は①、②の裏面参照

提出後に追加や内容に訂正がある場合は、左記①～③を再提出してください。

- ・①は「(追加・訂正)」欄も記入
- ・②は再提出の対象者の分のみ記入
- ・③は対象者の分のみ提出。訂正の場合は「摘要」欄に「訂正分」と記入

(4) 個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際の本人確認については、別紙をご確認ください。

(5) 提出先及び問い合わせ先

●市民税課（別館2階）	鹿児島市山下町11番1号	(直通) 099-216-1173～5
●谷山税務課（2階）	// 谷山中央4丁目4927番地	(直通) 099-269-8421
●伊敷税務課（2階）	// 伊敷5丁目15番1号	(直通) 099-229-9736
●吉野税務課（2階）	// 吉野町3256番地3	(直通) 099-244-7392
●吉田税務課（1階）	// 本城町1696番地	(直通) 099-294-1213
●桜島税務課（1階）	// 桜島藤野町1439番地	(直通) 099-293-2348
●東桜島税務係（1階）	// 東桜島町863番地1	(直通) 099-221-2112
●喜入税務課（1階）	// 喜入町7000番地	(直通) 099-345-3759
●松元税務課（1階）	// 上谷口町2883番地	(直通) 099-278-5416
●郡山税務課（1階）	// 郡山町141番地	(直通) 099-298-2115

※ 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始を除く）

<郵送による提出先>

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市役所 市民税課 宛